

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター (d.lab)

協賛事業 2023 年度募集要項

「目白台はシステムデザインの国際知価センターになります。」

知識集約型社会が到来します。そのとき、製造業はどうなっているのでしょうか？その答えを探るのが d.lab (ディーラボ、www.dlab.t.u-tokyo.ac.jp) の使命です。

人間中心の超スマート社会 Society5.0 を実現するためには、資本集約型社会から知識集約型社会へとパラダイムシフトを起こす必要があります。資本集約型社会では製品が価値の中心でしたが、知識集約型社会ではサービスが価値の中心となります。サービス創出の鍵となるのが、物理空間とサイバー空間をシームレスに繋ぐデータの活用です。すなわち、物理空間の実データを IoT デバイスでデジタルデータに変換し、AI で高度な分析を加えた後に、インターネットを通じてサービスを提供するシステムが求められます。こうしたデータ駆動型のシステムでは、汎用チップより電力性能比の高い専用の半導体デバイスが競争力の源泉となります。また、チップの開発や利活用も従来の資本集約型から知識集約型に相応しい仕組みに変革する必要があります。これまでの汎用チップの高度化・低コスト化を競う時代とは様相が変わりつつあります。

こうした時代の変化 (ゲームチェンジ) の中で、d.lab はソリューションを創り出す側の視点に立って、システムのアイデアを持つ人なら誰でも専用チップを即座に手にして利活用できるように、デザインの手法とエコシステムを再構築することを目指します。データ駆動型システムのデザインプラットフォームを構築し、データ駆動型社会で活躍する人材を育成します。日本には良いサービスのアイデアもデータも技術もあるのに半導体だけがない、そんな事態は避けなければなりません。d.lab のミッションは、専用チップの民主化です。目標は、開発効率 10 倍かつエネルギー効率 10 倍。そして、ビジョンは、シリコンコンパイラ (design chips as writing software) です。開発効率 10 倍のために、コンピュータを駆使して設計効率を高め、オープンアーキテクチャを採用して世界中の設計資産を活用します。エネルギー効率 10 倍のために、世界の最先端工場と連携して最先端 CMOS でウェハーを製造し、日本が強い 3 次元集積技術で実装します。RISC-V 等のオープン IP に加え設計ツールや利用ソフトウェアの開発と利活用を追究します。

東京大学は、2019 年に d.lab を開設し TSMC との連携を発表しました。2020 年の春に、東京大学の学生寮である目白台インターナショナルビレッジに d.lab のオフィスを開設し、システムのアイデアを持つ人が集い、そのアイデアを具現化できるプラットフォームとエコシステムの構築に着手しています。目白台をシステムデザイン設計・製造関係者の聖地でありハブである「国際知価センター」にすべく努力しております。この度、d.lab は 2023 年度の協賛会員を募集します。システム設計の生産性向上や専用チップおよびソフトウェアの開発と利活用に挑戦しようとされる企業のニーズにお応えします。

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学（以下「本学」という。）では、システムデザイン研究センター（d.lab）が行う多数の研究者・大学院生が参加し、幅広い産官学連携および人的交流を目的とし、多くの領域を俯瞰するためにもイベントを毎月実施し、できるだけ多くの参加を呼びかける予定です。また、参加者間での情報交換を円滑にするために、懇談会・情報交換会も実施予定です。これらのイベントの運営財源を獲得することを目的として、本事業の趣旨に賛同する法人（以下、「協賛会員」という。）を以下の通り募集します。

2. 名称

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター（d.lab）協賛事業

3. 募集内容

協賛金： 200万円/年・1法人(税込)
年単位契約（支払いは1年分一括払）

4. 募集期間

2022年12月1日～2023年3月31日（2023年4月事業開始予定）

5. 活動内容と協賛会員受益

- 1) d.lab と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
d.lab リトリート（郊外で開く研究会）に招待、最新の研究成果を開示
- 2) トップ経営者と交流（旅費は各自ご負担いただきます。）
TSMC、Imec、Samsung、EDA/IP ベンダーなどの幹部との交流
- 3) トップ研究者と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
スタンフォード大、カリフォルニア大学バークレー校、プリンストン大、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、清華大などの研究者と交流
- 4) d.lab 所属研究室の最新研究成果発表の紹介、資料共有
- 5) 本学学生と交流会（企画と予算は協賛会員にご負担いただきます。）
事前協議の上、本学の寮（目白台インターナショナルビレッジ）にて、協賛会員主催イベントを開催
- 6) 協賛会員間交流（報告会、懇親会等）(会場までの旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
- 7) セミナー・シンポジウム
本学教授等の講演、日経セミナーへの参加、d.lab 企画の設計、製造技術関連チュートリアルや研究会等
上記イベントには、会場の他にも、インターネットから参加可能とします。
- 8) d.lab との共同研究等の実施（オプション）

- 9) d.lab のホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを PR します。
- 10) 協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末日まで本事業に協賛していることを PR することができます。

6. 応募資格

本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑧ 政治団体
- ⑨ 宗教団体
- ⑩ 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

7. 申し込み法人

法人単位ごとの申込とします。グループ会社や子会社は個々に申し込みが必要です。親会社の協賛申込みのみでは、協賛会員向けのイベント等に関連会社、グループ会社、子会社は参加できません。

8. 提出書類

協賛会員申込書（別紙様式）

9. 協賛金納入時期

協賛申込書受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

10. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くことになったとき、または信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は協賛の解除をできることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出て下さい。なお、お支払いいただいた協賛金は返還いたしません。

11. その他

当該年度末の時点での残金は東京大学基金に組み入れ、協賛事業の目的のために大切に活用させていただきます。

問合せ先:東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター

電話: 03-5810-1645 (活動内容についてのお問い合わせ)

03-5841-0672(申し込み手続きについてのお問い合わせ)

(電話対応時間: 9:30~12:00、13:00~17:00 土日祝除く)

Email: kyosan@dlab.t.u-tokyo.ac.jp (質問全般)

令和 2 年 9 月 3 日制定

東京大学大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター (d.lab)

協賛会員規約

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)大学院工学系研究科附属システムデザイン研究センター(以下「d.lab」という。)はソリューションを創り出す側の視点に立って、システムのアイデアを持つ人なら誰でも専用チップを即座に手にして利活用できるように、デザインの手法とエコシステムを再構築すること、データ駆動型システムのデザインプラットフォームを構築し、データ駆動型社会で活躍する人材を育成することを目指します。

d.lab のミッションは、**専用チップの民主化**です。目標は、開発効率 10 倍かつエネルギー効率 10 倍。そして、ビジョンは、シリコンコンパイラ (design chips as writing software) です。開発効率 10 倍のために、コンピュータを駆使して設計効率を高め、オープンアーキテクチャを採用して世界中の設計資産を活用します。エネルギー効率 10 倍のために、世界の最先端工場と連携して最先端 CMOS でウェハを製造し、日本が強い 3 次元集積技術で実装します。

RISC-V 等のオープン IP に加え設計ツールや利用ソフトウェアの開発と利活用を追究します。

本学は、2019 年に d.lab を開設し TSMC との連携を発表しました。また、本学の学生寮である目白台インターナショナルビレッジに d.lab のオフィスを開設し、システムのアイデアを持つ人が集い、そのアイデアを具現化できるプラットフォームとエコシステムの構築に着手しています。

(目的)

第2条 前条の趣旨に鑑み、システム設計の生産性向上や専用チップ及びソフトウェアの開発と利活用に挑戦しようとする企業のニーズに応えるため、前条の趣旨に賛同し、その必要な資金を本学に提供し、以て本学の研究の発展及び賛同した会員 (以下、「協賛会員」という。) の発展、ひいては日本社会の発展に寄与することを目的とします。

(協賛事業)

第3条 協賛会員は、以下の協賛事業に参加することができます。

- 1) d.lab と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
d.lab リトリート (郊外で開く研究会) に招待、最新の研究成果を開示
- 2) トップ経営者と交流 (旅費は各自負担)
TSMC、Imec、Samsung、EDA/IP ベンダーなどの幹部との交流
- 3) トップ研究者と交流(会場までの旅費等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
スタンフォード大、カリフォルニア大学バークレー校、プリンストン大、マサチューセッツ工科大学、ハーバード大学、清華大などの研究者と交流
- 4) d.lab 所属研究室の最新研究成果発表の紹介、資料共有
- 5) 本学学生と交流会 (企画と予算は協賛会員負担)
本学と事前協議の上、本学の寮 (目白台インターナショナルビレッジ) にて協賛会員主催のイベントを開催
- 6) 協賛会員間交流 (報告会、懇親会等) (会場までの旅費、場所代、懇親会費用等は協賛金とは別にご負担いただきます。)
- 7) セミナー・シンポジウム
本学教授等の講演、日経セミナーへの参加、d.lab 企画の設計、製造技術関連チュートリアルや研究会
上記イベントには、会場の他、インターネットから参加可能。
- 8) d.lab との共同研究等の実施 (オプション)
- 9) 本学の協賛企業の広報活動
本学は、d.lab のホームページや活動を通じて、協賛会員が本事業に協賛いただいていることを PR します。
- 10) 協賛会員の広報活動
協賛会員は、事前協議の上、協賛金納付日の翌日から当該年度末まで本事業に協賛していることを PR することができます。

(協賛会員の応募資格)

第4条 本事業の趣旨に賛同する法人。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- 1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- 2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

- 3) 社会問題を起こしているもの
- 4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- 6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- 7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- 8) 政治団体
- 9) 宗教団体
- 10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

（協賛会員）

第5条 協賛会員になろうとする法人は、本学が定める申込書を提出し、本学が前条各号に該当しないことを確認したのち、本学から送付する請求書に基づき、本学が定めた期日までに協賛金を納入した時点で、協賛会員となります。

（協賛金）

第6条 協賛金は、本学が定めた金額とします。尚、年度末残高が発生した場合は、東京大学基金に組み入れ、次年度に繰り越すこととします。

（協賛事業への参加）

第7条 第3条に定める協賛事業への参加については、本学がその都度定める日程及び手続方法に従うものとします。

（協賛事業における共同研究等の実施）

第8条 第3条第8号に定める共同研究等の実施については、協賛会員が本協賛事業への参加とは別に本学と共同研究契約を締結して共同研究を行うことを指すものです。当該共同研究に係る費用は協賛会員が協賛金とは別に負担するものとします。

（協賛会員が保有するIPの利活用）

第9条 協賛会員は、自己が保有する知的財産権(IP)を利用して、本学と共同研究を行

うことができます。この場合においては、当該 IP の取扱い条件を含めた共同研究の進め方について、本学と当該協賛会員と協議の上、決定するものとします。

(共同研究締結前の秘密保持)

第10条 協賛会員が本学と共同研究を行おうとして事前協議を行う場合は、当該協賛会員の求めに応じて、本学と秘密保持契約を締結することができます。

(協賛の解除)

第11条 協賛会員が第4条に定める応募資格を欠くこととなったとき、又は信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、本学は当該協賛会員の協賛を解除できることとします。

2 協賛会員の事情等により協賛の継続が困難となった場合は、1ヶ月以上前に書面で協賛解除を申し出ることとします。

(協賛の解除による協賛金の返還)

第12条 前条に基づき、協賛の解除となった場合において、既に納付した協賛金は協賛会員に返還しないこととします。

令和元年9月1日
担当理事決定
改正 令和2年3月4日
改正 令和3年12月9日

東京大学目白台インターナショナル・ビレッジ（宿舎）使用要領（抜粋）

1. この要領は、東京大学インターナショナル・ロッジ規則第5条の規定に基づき、東京大学目白台インターナショナル・ビレッジ（以下「ビレッジ」という。）の宿舎部分の使用について必要な事項を定めるものとする。

10. 共用施設の使用

- ・ビレッジの共用施設の使用については、入居者は、定められた手続きに従い施設を使用することができる。それ以外の者については、管理運営責任者の許可を得た上で使用することができる。
- ・共用施設の使用にあたって重大な支障を与えたときは、管理運営責任者は使用許可を取り消し、又は中止させることができる。

13. 損害賠償

- ・故意又は重大な過失により施設、備品等を棄損又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2022（令和4）年10月18日

企業等関係各位

東 京 大 学

2023年度本学卒業・修了予定者（2024年3月卒業・修了予定者）
の就職・採用活動について（要請）

貴社におかれましては、ますます御健勝のことと御慶び申し上げます。また、平素より本学学生の就職に関して御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、学生の就職活動及び企業等による採用活動については、大学等における学生の学修環境を確保することで社会に貢献できる人材を育成する観点から、大学等関係団体の代表で構成される就職問題懇談会¹が、経済団体、関係府省と議論を重ね、秩序ある就職・採用活動の実現に取り組んでいるところです。

就職問題懇談会は、2022年3月28日、全ての大学等が留意すべき点をまとめた「2023年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」を策定しました。さらに、同日付けで、政府からも経済団体・業界団体等の長（1,252団体）に対し、就職・採用活動時期等を遵守するよう要請がなされています²。

このような状況にあつて、本学においても、就職・採用活動の秩序を維持し正常な学校教育と学生の学修環境を確保すべく、就職問題懇談会の「申合せ」に基づいて2023年度卒業・修了予定者の就職・採用活動への対応を行ってまいります。

本学では、本学の教育理念である「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）の養成を基本としつつ、公共的な視点から主体的に行動し新たな価値創造に挑む「知のプロフェッショナル」の育成をはかり、卓越した専門性をそなえると同時に、多様な視点から自らの位置づけや役割を相対化することができ、謙虚でありながらも毅然として誇りに満ちた人間を社会に送り出す社会的使命を担っています。この本来果たすべき使命と責任を十分に認識し、その責務を果たすためには、就職・採用活動及び内定後にあつてもその秩序を維持し、正常な学校教育と学生の学修環境を確保することが極めて重要であると考えています。

¹ 国公立の大学、短期大学及び高等専門学校関係団体の代表から構成される組織であり、大学等卒業予定者の就職活動の在り方について検討・協議を行っています。昭和28年から設置されており、文部科学省が事務局をしています。

（構成団体）一般社団法人 国立大学協会、一般社団法人 公立大学協会、日本私立大学団体連合会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、独立行政法人 国立高等専門学校機構、全国公立高等専門学校協会、日本私立高等専門学校協会

² 「2023年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」（2022年3月28日）

内閣官房ホームページ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/index.html

つきましては、貴社におかれましても、就職・採用活動時期の遵守や適切なインターンシップの実施等、秩序ある活動が大学における優れた人材の育成につながることを十分に御理解いただき、下記事項への積極的な御協力を何卒よろしく御願い申し上げます。

記

2023年度就職・採用活動において特に留意をお願いしたい事項について

(1) 就職・採用活動開始時期等の遵守

広報活動開始：2023年 3月1日以降

採用選考活動開始：2023年 6月1日以降

正式内定日：2023年10月1日以降

また、採用選考活動開始時期より前に採用の内々定を出すことも学生の学修環境に強い影響を及ぼすこととなるので、実施しないこと。

なお、海外留学する学生もいることから、上記の日程後も長期に亘り積極的に広報活動及び採用選考活動を実施すること。また、卒業・修了後にも同様の活動を行うこと。

○「企業説明会」の取扱い

2023年2月末日までに実施される「企業説明会」¹に本学は協力いたしません。

また、3月1日以降に広報活動として「企業説明会」を実施する場合であっても、参加の有無がその後の選考に影響しないことを学生に対して明示してください。

○「学校推薦書」は2023年6月1日以降に発行します。

(2) 学生の学業への配慮

①採用選考活動が学期期間中となりますので、授業、試験、留学、教育実習等と採用選考活動が重複する場合には、学生からの求めに応じ、個別的な採用選考日時の変更などの対応をお願いします。

また、土日祝日や平日の夕方を活用するほかインターネットなどの多様な通信手段の活用も取り入れるなど、学生の学修環境を損なうことのないように極力柔軟な対応をお願いします。

②大学等の所在地や学生の居住地が遠方である場合などには、多様な通信手段を活用して採用選考活動を行うなど、採用選考において不利とならないように配慮をお願いします。

③多様な通信手段を活用した採用選考活動を行う際には、学生の通信環境を考慮した対応として、通信環境が整わない学生が不利益を被らないよう配慮し、音声・映像が途切れた場合の対応をあらかじめ明示いただくようお願いいたします。また、学生が準備する時間を確保するため、通信手法について余裕をもって連絡していただくようお願いいたします。

(3) 多様な選考機会の提供

国際的な人材獲得競争が展開される中で、日本人海外留学者²や外国人留学生在が、就職活動で不利になるとの認識が生じないように、日本人海外留学者や外国人留学生在を対象とする採用選考等の取組を各企業の必要に応じて行い、取組を行っている企業は、様々な募集の機会についてインターネットなどの多様な通信手段も活用して周知いただくようお願いします。

(4) 雇用の機会均等、職業の選択の自由を妨げる行為等の抑制、公平・公正な採用の徹底

就職・採用活動は、労働施策総合推進法及び男女雇用機会均等法、その指針の趣旨や障害者雇用促進法等に則って行われる旨徹底してください。特に、総合職採用における女子学生や、障害のある学生への配慮、あるいは学生が持つ多様性の尊重など、適切な対応をお願いします。

また、必要な人材確保に熱心になるあまり、

- ① 広報活動開始前又は広報活動期間中に早期に内々定を通知すること。
- ② 正式内定開始日前に内定承諾書、誓約書をはじめとした内定受諾の意思確認書類の提出を求めること、
- ③ 6月1日以降の採用選考時期に学生を長時間拘束するような選考会や行事等を実施すること、
- ④ 自社の内々定と引き替えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること、
- ⑤ 内定通知後に過度な課題を課したり、アルバイトや研修と称して学生を拘束したりすること、

など、学生の職業の選択の自由を妨げる行為や、学生の意思に反して就職活動の終了を強要するようなハラスメント的な行為は厳に慎んでください。

加えて、採用選考活動に携わる人事担当者等が、就職をしたいという学生の弱みに付け込んで、性的な言動等により、学生に不快な思いを与えたり、人権を侵害するような行為を行うことがないように、当該人事担当者等への適切な事前指導・教育を行ってください。

また、採用選考活動等で差別的な取り扱いが行われないよう、学生に対して、就職差別につながる恐れのある項目を含む「会社指定書類」《エントリーシート等を含む》、「戸籍謄（抄）本」、「住民票」等の提出を求めることがないようにしてください。

面接においても同様に就職差別につながる恐れのある内容の質問等を行うことがないようにしてください。

さらに、就職活動において書類を徴収するに際しては、学生の個人情報の取扱い等に留意し、第三者に提供すること等を想定しているならば、その用途を明確に事前周知し、学生が同意したくない場合には拒否できるような仕組みを設けるとともに、予め示された必要書類以外のものを選考の最終段階や内々定後に求めることがないように、必要書類を含む採用選考情報を予め明示してください。

(5) インターンシップの適切な実施

インターンシップとは、「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」(以下、「三省合意」という)³では「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」とされており、あくまでも教育プログラムです。その実施にあたっては、「三省合意」及び「「インターンシップの更なる充実に向けて議論の取りまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について」⁴を踏まえ、適切に実施してください。

①広報活動や採用選考活動とは異なるものであることを明示すること。

また、広報活動開始前に「インターンシップ」と称した会社説明会や実質的な採用選考活動とも捉えられるような行事等は厳に慎むこと。

特に、実質的に就業体験を伴わないプログラムを「ワンデーインターンシップ」と称して、情報発信することがないようにすること。なお、当然、それらのプログラムの目的が広報活動であれば3月以降に、採用選考活動であれば6月以降に行うこと。

②インターンシップの教育的効果を高めるため、大学等との連携の下、可能な限り長期間（正規の教育課程としてのインターンシップであれば5日間以上）のインターンシップを実施すること。

③学生の学業を妨げることがないようにインターンシップの実施時期に十分配慮し、原則として長期休暇の活用など学事日程に十分配慮して実施すること。ただし、大学の正規の教育課程としてのインターンシップはこの限りではない。

④インターンシップ等で取得した学生の個人情報、広報活動・採用選考活動に使用しないこと。ただし、2023年度卒業・修了予定者を対象とし、広報活動・採用選考活動の開始期日以降に実施されるインターンシップで、あらかじめ広報活動・採用選考活動の趣旨を含むことが示されている場合には、この限りではない。

(6) 採用選考活動における評価

採用選考において、学生の学業に対する取組状況が適切に評価されることが重要であるため、卒業・修了前年度までの学業成果を表す書類(例えば成績証明書や履修履歴等)を選考の早期の段階で取得し、採用面接等において積極的に活用することにより、学生の学修成果や学業への取組状況を適切に評価してください。

(7) 学生の健康状態への配慮

学生が新型コロナウイルス感染症による発熱や、濃厚接触者になった場合などやむを得ない理由により、企業説明会はもとより、面接・試験に出席できないことをもつ

て、その後の採用選考に影響を与えることがないように配慮してください。

また、採用選考活動の実施時期が梅雨や夏季に当たるため、学生のクールビズ等への配慮を明示してください。

(8) 卒業・修了後3年以内の既卒者の取扱いについて

個々の学生の置かれた状況は様々であるため、意欲や能力を有する若者に応募の機会を広く提供する観点から、若者雇用促進法に基づく指針の趣旨を踏まえつつ、自社の実情や採用方針に則って、大学等の卒業・修了者が、卒業・修了後少なくとも3年間は新規卒業・修了予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定するなど、適切な対応をお願いします。

[本件に関するお問合せ先]

東京大学本部学生相談支援課（佐々木、矢口）

電話：03-5841-8353、2552

Mail：career.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

¹ 「企業説明会」とは「会社説明会」、「学内セミナー」等の名称に関わらず、採用を目的として事前に採用予定数や選考スケジュールなどの採用情報を広く学生等に発信するための説明会を指します。

² 2023年度卒業・修了予定者のうち、留学期間が就職・採用活動の日程と重複する者など。

³ 「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（平成27年12月10日一部改正 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

インターンシップと称して就職・採用活動開始時期前に就職・採用活動そのものが行われることにより、インターンシップ全体に対する信頼性を失わせるようなことにならないよう、インターンシップに関わる者それぞれが留意することが、今後のインターンシップの推進に当たって重要である。

※ 令和4年6月13日付け一部改正により「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」となりました。この一部改正に伴い、令和6年度以降の卒業・修了予定者の就職・採用活動では、令和5年度以降に実施される一定の基準に準拠するインターンシップで得られた学生情報については、採用活動開始後に活用可能となります。

⁴ 「インターンシップの更なる充実に向けて 議論のとりまとめ」等を踏まえた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」に係る留意点について～より教育的効果の高いインターンシップの推進に向けて～（平成29年10月25日 文部科学省、厚生労働省、経済産業省）（抜粋）

1. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行うことは適切ではない

インターンシップについては、就業体験を伴うことが必要です。一方で、いわゆるワンデーインターンシップなど短期間で実施されるプログラムの中には、就業体験を伴わず、企業等の業務説明の場となっているものが存在することが懸念されます。

インターンシップの信頼性の確保や教育効果の向上のため、こうしたプログラムをインターンシップと称して行うことがないようにご注意ください。また、就業体験を伴わないプログラムについては、インターンシップと称さず、実態に合った別の名称（例：セミナー、企業見学会）を用いてくださいますようよろしくお願いいたします。

2. より教育効果の高いインターンシップの推進を図る

（略）

インターンシップを正規の教育課程に位置付ける場合には、「基本的考え方」に則りつつ、インターンシップの実施期間については、より教育効果を高める観点から、5日間以上の実習期間を担保することが望まれます。

地域の事情や企業規模等により、連続した5日間の実習が困難な場合は、事前・事後学習との組み合わせや、5日間で複数の企業において実習を行う等の形態も可能であると考えられますが、教育プログラムとして単位認定を行うのであれば、可能な限り連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益であると考えられます。